

新型コロナウイルス感染予防ガイドライン〈第5版〉

亘理町立長瀬小学校

1 校内環境の消毒

(1) 1日1回以上の消毒作業を行う。

- ①担任は、教室内（児童用机・椅子・教卓・ロッカー等）を消毒する。
- ②7学年部（1F：養教，2F：教務，3F：主幹）は、廊下・階段手すり，トイレ，その他，児童が触れることの多い場所を消毒する。
- ③消毒薬は，教室据え置き型の微酸性電解水を使用する。
- ④業間・昼休み終了後，校庭遊具の消毒を行う。

2 マスクの着用

(1) マスクの着用を徹底させる。

- ①登校～下校まで着用させる。
- ②マスクがない児童には，学校に在庫がある分については与え，着用させる。
- ③3密を防ぐことができる活動では，熱中症予防の観点から着用させない（登下校を含む）。
- ④昼食時・体育授業等マスクを着用しない場合は，衛生的に管理できるようマスクホルダー等を使用させる。

3 手洗い

(1) 登校したら，教室に入る前に学年指定の手洗い場で手を洗い，手指消毒し教室に入る。

(2) 休み時間毎の手洗い，手指消毒をさせる。

(3) 鼻をかんだらすぐに手洗い，手指消毒させる。（授業中でも）

※うがいは飛沫感染防止のためさせない。

4 手指消毒

(1) 各教室入り口で手指消毒させる。（常時必要な時）

※見える汚れは石けんで落とし，見えない汚れは消毒水（アルコール，微酸性電解水）

(2) 現在あるアルコールは在庫が切れるまで，玄関・トイレで使用する。その後は，微酸性電解水を使用する。

5 換気

(1) 教室の対角線上の上窓を常に開放（10cm）しておく。

(2) 休み時間毎に教室全ての窓を開け，換気する（5分間）。

6 給食

(1) 配膳は，低・中学年は教員（2名），高学年は教員と当番児童が行う。

(2) 給食は自分の分だけを受け取る。（友達の分をもらうことはしない）

(3) おかず等を増やしたい児童には，担任が席を回り配食する。

(4) 配膳から下膳まで，私語を控えさせる。

(5) 給食後の歯磨きについては，飛沫感染予防のためさせない。

(6) マスクは「いただきます」発声後に外してマスクホルダーにしまい，下膳前にマスクを着用させる。

7 清掃活動

- (1) 給食後、教員と児童が清掃活動を行う。(12:45~13:05)
- (2) 手洗い場、トイレの清掃、ゴミ箱の処理は、当面児童にはさせない。
- (3) 児童は、教室や廊下などの掃き掃除及び拭き掃除(机・椅子・床など)を行う。
- (4) 清掃前後、石けんによる手洗いを徹底する。

8 児童の健康管理

- (1) 健康カード(体調、検温を保護者押印の上毎朝提出)の確認
 - ①未提出児については、1校時開始までに保護者連絡し、確認する。
 - ②家庭で検温していない場合は、学校で必ず検温する。(非接触型検温計による)
※発熱や咳などの症状による欠席は、出席停止扱いにする場合がある。
- (2) 在校時に体調不良を訴えた児童への対応
 - ①保健室で検温し、37℃を越えた場合、または、腹痛、頭痛、咳などの症状がある場合は保護者に連絡し、下校させる。
 - ②発熱以外の症状でも、状態によっては必要に応じて保護者に連絡し、通院・休養させる。
 - ③急な発熱等で感染が疑われる場合は、1階の個別学習室を一時的な隔離場所として使用する。
- (3) 教頭、養護教諭がリーダーとなり、教職員の体調管理を徹底する。(検温など)

9 授業内容、学習形態上の留意点

- (1) 当面、学校では実施しない学習(3密を防ぐ)
 - ①ペア及びグループ学習
 - ②児童同士が接触する学習及び運動(体育)
 - ③屋内で大人数で歌う、笛や鍵盤ハーモニカを演奏する活動(音楽など)
- (2) 座席はできる限り離し、児童が向かい合わないようにする。
- (3) 水筒(水かお茶)は持参させ、授業中も水分を取らせるようにし、のどの乾燥を防ぐ。
- (4) 授業中の私語は控えさせる。

10 保護者への連絡事項

- (1) コロナウイルス感染予防に向けた学校の日常的な取組を知らせる。
 - ①目的
 - ・子供を学校に登校させることへの保護者の不安感を軽減させるため。
 - ・万が一感染が起きた時など、学校としての対策を明確にするため。
- (2) 家庭での協力を具体的に要請する。
 - ①毎朝、家庭での健康観察を徹底し、健康カードに記入、押印の上、子供に持たせること。
※朝、体調が悪い場合(発熱、腹痛、頭痛等)は、登校させないこと。
 - ②マスクを着用させること。
 - ③ハンカチ・ちり紙、水筒を必ず持参させること。
 - ④在校時に体調不良を訴え、発熱・腹痛・頭痛等の症状が見られた場合にはすぐ下校させるので、お迎えをお願いすること。
 - ⑤児童またはその家族がPCR検査を受けることになった場合は、早急に学校に連絡していただくこと。

11 その他

○教職員について、感染が疑われるもの及び感染者が発生した場合の対応については、「巨理町立小・中学校感染予防ガイドライン（令和2年8月12日版）」に準じる。

<微酸性電解水について>

(1) 何に使用できるか。

- ・手指，施設・設備，教材・教具に使用できる。（革製品を除く）

(2) 使用方法

- ・スプレーで吹きかけ，拭き取る必要はない。
- ・容器の電解水は，原則その日のうちに使い切る。

(3) 使用の流れ

- ①朝，担任が給湯室からスプレー容器を教室に持っていく。
- ②児童が下校し，教室消毒後，容器を給湯室に返す。
- ③翌日までに新しい電解水を容器に入れ準備する。（養教・業務員）